

「大阪府 森づくり推進アクションプラン（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

「大阪府 森づくり推進アクションプラン（案）」について、次のとおり府民からのご意見等を募集し、これに対する大阪府の考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

募集期間：令和8年2月6日（金曜日）から令和8年3月9日（月曜日）

募集方法：電子申請・郵送・ファクシミリ

募集結果：7人の方・団体から、7件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの0件）。

※ご意見等は基本的に原文のまま掲載していますが、個人や団体名を特定又は類推できる情報の削除や、趣旨を損なわない範囲で一部要約している場合があります。

No.	意見	大阪府の考え方
1	<p>森林の整備・育成は長期にわたるものであり、本計画案においては20年にわたるプランを立案され、加えてその間の諸事情とPDCAサイクルにより、一定期間での見直しながら計画の推進を図ることに賛同する。このプランに基づき、大阪府内の森林が期待される機能の最大限発揮につなげていくことを希望する。</p> <p>一方、プランの実現を裏付ける予算措置につながる言及が少ないことに懸念を感じる。予算措置の将来見通しは困難であると理解するものの、現状の予算をベースとするなど計画・想定がないと、長期にわたる計画だけに不透明感が漂ってしまうのではないかと感じる。</p> <p>また木材利用に関しては、かなり精力的なプランとなっている</p>	<p>本プランにおける中期（策定10年後）の成果指標については、現在の予算事業による取組状況を踏まえて、「達成すべき目標値」として定めており、本プランの実現に向けて、現在の予算事業の着実な実施と、あらゆる主体との連携・協働を図ることで、各施策の推進に取り組んでまいります。</p> <p>木材利用に関する成果指標については、府内森林資源の利用期到来と間伐だけでなく主伐も含めた今後の伐採増を踏まえつつ、大阪府産材の循環利用を確実に進めるために定めたものです。</p> <p>ご意見にあるとおり、戸建て住宅着工件数の減少が続く中、従来の住宅分野だけでは木材需要の大幅な伸びを見込むことは難しい状況にあるため、大阪府としては、公共施設や民間建築物の木</p>

	<p>ように感じた。ただこちらも、その数値を裏付ける木材利用の大きな方針への言及が不足していると感じた。戸建て住宅の着工件数は、少子高齢化と資材費・労務費の高騰により右肩下がりの状況であることから木材利用の大幅増は見込めない。公共・民間の非住宅への木質化などに対し、施策を講じるなど、具体的な利用方策の記載も必要と感じた。</p> <p>ただ冒頭に記載したように、これらのプランを着実に推進していただくよう、大きな期待を寄せたい。</p>	<p>造・木質化や木製品利用の拡大など、多様な分野で木材利用の促進にも取り組んでまいります。</p>
2	<p>長期間施業が必要となる森林に対して、今まで施策の方向性等の計画が示されていなかったことには驚きですが、今回計画を立てたことは大阪府の森林において大きな一歩だと思います。内容について、私が理解できるなかで思ったことは、10年後、20年後の大阪府内産木材利用量や広葉樹への樹種転換量が大きくなっているのにもかかわらず、林業従事者数が全然増える見込みとなっていないことです。いくらデジタル化や省力化が進んだとしても、木材利用量が10年で4倍となっている中で、今いる従事者だけでは対応できないのではないのでしょうか。もう少し林業への雇用について力を入れるべきではないかと思いました。</p>	<p>本プランの成果指標である「林業就業者数」は、大阪府内の「意欲と能力のある林業経営体」の就業者数を示しています。現状の69人のうち50歳以上の割合が約6割と高齢化が進んでおり、このままでは就業者が減少してしまうことが想定されるため、今後は、期初の全体数を指標としながら、毎年安定的に新規就業者を確保し、就業者の林齢構成の平準化を図っていくとともに、研修等による若手就業者の技術力向上や新技術の導入による省力化にも取り組み、今後想定される施業量にも対応できる労働力の確保に取り組んでまいります。</p>
3	<p>各基軸共に、将来的に目標値は上昇しています。</p> <p>すなわち、実施体制の強化は必須かと思いますが、基軸4の林業就業者数については期初から長期で変化がありません。これでは目標達成は不可能ではないのでしょうか。</p> <p>将来に向け、就業者を増やす仕組みの構築を願いたい。</p>	

4

森林の機能と役割について説明されていますが、隣接府県に豊かな森林があるので、大阪府には森林が必要ないのではという質問に対して十分に答えられる内容ではないと思います。もし、実際に大阪府の森林が全て無くなった場合、どのような災害が発生し、それにより府民の生命が危険に晒され、どれほどの経済損失が見込まれるかなど、大阪府に森林があれば良いものでなく、必要不可欠なものであるというメッセージ性が弱いと思います。あと森林の多面的機能8項目のうち、7項目が公益的機能であるにも係らず1項目の物質生産に大きく着目して4つの基軸の1つに据えることで全体として何を訴えたいのか分かりづらくなっています。少し触れられていますが、大阪府に森林がないと代替できない「公益的機能の維持のためには森林整備が必要」という柱に沿った内容でない、「経済活動の場」や「森林経営」という言葉が出てきた途端に、大阪府には林業が必要かという考えになってしまい、このプランに対して、林業関係者以外の府民の賛同は得難いのではないかと考えます。

府県境を取り囲むように配置される本府の森林の重要性については、本文第1章及び第2章で基本的な考え方を示すとともに、第3章では、森林の過度な利用による山地災害や洪水災害の発生状況、それに対応するための治山対策の歴史、山地災害の発生箇所数と1箇所あたりの被害額の推移を解説しています。

また、森林の多面的機能については、第2章で示すように、国の施策において、大きく「公益的機能」と「木材生産機能」に大別されていますが、これらの機能については、それぞれ単独で機能を発揮するものではなく、その森林の所在や植生、森林経営状況により、複合的に効果を発揮するものとなります。第3章において「大阪府における山地災害対策」「大阪府における森林経営」「大阪府における多様な森林づくり」と基軸1～3の考え方に繋がる、これまでの歴史や社会情勢の変化、課題と取り組むべき事項により整理しています。

取組の柱については、本府の長期的な森林の整備・保全を進めていくためには、4つの基軸のうち、どれか一つだけで達成できるものではなく、基軸1から3とこれらを支える基軸4のいずれもが、この計画の推進の柱として必要なものと考えています。本プランの推進にあたっては、いただいたご意見も参考に、林業関係者だけでなく、都市部の住民にも、理解と関心が深まるよう、本プランと併せて、具体的な府の取組について普及啓発を推進してまいります。

5	<p>平成 30 年台風被害森林での復旧事業は、府の森林整備指針に沿って伐採～再造林が進んでいるが、風倒木の処理のために、架線集材や、現地発生木材を活用・補強した作業道開設を伴った高性能林業機械による車両系機械集材など林業技術が活用されている。年数経過後も順調に植林木が生育するとともに、作業道も保持されている。また現場に通じる基幹作業道は復旧の促進に大きな効果をもたらしていた。</p> <p>こうした事業は保安林等でも実践されているところである。</p> <p>アクションプラン案では、基軸 1 として森林防災・減災力の維持・強化が掲げられており、府民の安心安全な暮らしに寄与するものと期待するところです。ただ、前述のとおり災害復旧で林業技術が存分に発揮されながら森林再生が図られている現状に照らせば、間伐（本数調整伐）あるいは皆伐による木材生産に取り組みながら、林齢平準化、多様植生化、防災機能の維持・強化を図るという二重三重の効果をもたらすことが期待できます。</p> <p>デジタルデータを活用した着実な線形計画を推進し、災害復旧の知見、経験を活かし、治山対策事業においても林業技術を活かした施業に取り組んでいただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、平成 30 年台風の被害森林の復旧事業においては、高性能林業機械や林業の集材技術を活用することで、治山対策を行う上でも、より安全で効率的に進めることができた実績があり、こうした災害復旧をはじめとしたこれまでの取組の経験や知見も活かしながら、林業技術を効果的に活用した森林整備や治山対策に取り組んでまいります。</p>
6	<p>全国に広がる森林、資源の乏しい日本と良く言うが、この森林を活かそうと考える者がなぜいないのか。自分の父母が植林した杉も、花粉症で迷惑をかけているだけ。しかし径 50 cm を超える杉はすばらしい資材資源となりうる。森林にねむる木材を行政として大きく活用すべき。そして森林の循環を進めるべき。</p>	<p>木材利用に関する成果指標「2」については、府内森林資源の利用期到来と間伐だけでなく主伐も含めた今後の伐採増を踏まえつつ、大阪府産材の循環利用を持続的に進めるために定めた数値です。いただいたご意見も参考に、府としては、市町村、企業、森林所有者、林業事業者など多様な主体と連携し、伐って、使って、植</p>

	<p>指摘として</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「指標2」年間利用量をもっと高くする2万 m³→10万m³ ○就業者数、府内で70では少なすぎる。 ○PRをしっかりと行い、若い世代に森林の現状をしっかりとってもらう。 	<p>えて、育てる資源循環型の森林経営を支える木材利用を着実に推進し、今後の進捗状況等に応じて指標値についても検証してまいります。</p> <p>本プランの成果指標である「林業就業者数」は、大阪府内の「意欲と能力のある林業経営体」の就業者数を示しています。現状の69人のうち50歳以上の割合が約6割と高齢化が進んでおり、このままでは就業者が減少してしまうことが想定されるため、今後は、期初の全体数を指標としながら、毎年安定的に新規就業者を確保し、就業者の林齢構成の平準化を図っていくとともに、研修等による若手就業者の技術力向上や新技術の導入による省力化にも取り組み、今後想定される施業量にも対応できる労働力の確保に取り組んでまいります。</p> <p>世代を問わず、府内森林の現状や本プランの取組状況を普及していくため、SNSやYouTube動画等を活用するなど、あらゆる機会をとらえ、府民の目に届く多角的な広報に取り組めます。</p>
7	<p>個人林業経営と言えるのは府下で1軒と聞く。ここ半世紀、北摂では公共事業か砕石事業以外、皆伐をしている姿に接していない。伐採事業者は国庫等を財源とする森林組合を除けばほぼゼロとなっている。プラン案にあるとおり、森林循環は喫緊の課題となっている。</p> <p>まさに、プラン策定の好機と認識。府の取組はとて有難く、一般府民として、また森林所有者として感謝している。</p> <p>もとよりプラン案の中身を理解できているわけではなくその能力</p>	<p>意見1のプランの対象分野等については、施策の柱として「森林防災・減災力の維持・強化」を基軸1として掲げていますが、基軸2「持続的な森林経営の推進」、基軸3「多様性の高い森林の維持・増進」及び基軸4「森林の整備・保全のための体制づくり」も同列として重要な柱として掲げています。府としては、これら4つの基軸を相互に連携・協調して推進していき、森林の持続的な整備・保全を進めてまいります。</p> <p>なお、本プランで示す各基軸及び主要施策は、いずれも大阪府</p>

もないので、素人感想にしかならない点ご容赦願いたい。プランには多く賛同する立場だが、あえて批判の立場に立って幾つかの意見を提出する。体系性はなく思い付きの羅列となっていることは併せてお許し賜りたい。

1. プランの対象分野等について

- ①ハード整備が中心で防災対策に偏っている印象である。プラン策定目的からしかたないかとも思うが、これで循環推進ができるのかとの思いもある。
- ②公益機能重点は正しい認識だが、「府民、事業者等と一緒に頑張る」ではしんどい。公共の役割（国、府、市町村）の話が少ないことが残念である。
- ③川下対策の記載が殆どなく、循環推進議論には片落ちになっているのではと感じる。
- ④農、林の関係はとても深い。所有者は共通しており、個人経営体としてはその昔はセットで考えていた。何らかの記載・配意をすべきではないかと感じている。

2. 施策内容について

- ①経営体育成策を明記すべきではないか。
個人から法人経営体への移行は不可欠と思っている。
- ②森林管理法も踏まえた各主体の責任を明記し、それを全うするための施策を記載すべきではないか。
- ③森林区分においては、「里山」と機能・防災種別に加えて評価し、農とセットになった施策を提案すべきではないか。

が重点的に取り組む事項を示しています。例えば、基軸2であれば、森林所有者等の森林経営に対して、府は補助や基盤整備、新技術の導入等の支援を行っていく施策を行いますし、基軸3であれば、府が実施する風倒被害地の復旧事業の際に林相転換を行っていくことや、多様性の高い森林づくりの技術向上、民間活力による森林づくりのための支援を行うこととしています。

意見1の③については、基軸2の施策2-1で川上対策、施策2-3で川下対策を示していますが、いただいたご意見も参考に、市町村、企業、森林所有者、林業事業体など多様な主体と連携し、伐って、使って、植えて、育てる資源循環型の森林経営を推進してまいります。

意見1の④については、「他業種や近隣府県の事業体と連携した新たな人材の確保など林業労働力の確保の強化」を方向性で示しているところですが、いただいたご意見も参考に、労働力の確保・人材育成の中で、新たな人材の確保などの強化に取り組んでまいります。

意見2の施策内容について、本プランでは、特に重点的に取り組む事項を「主要施策」として示しているもので、全ての森林・林業施策を網羅して示すものではありません。ご提示いただいた項目（意見2の②③④）については、各基軸にそれぞれ内包される内容となりますので、具体的に施策を推進する中での参考とさせていただきます。

④地籍調査（今は高槻市のみ実施）をちゃんと書くべきではないか。

⑤保安林の扱いを積極的に書くべきではないか。

過去、国庫導入のためには原則保安林指定が必要であった。施策地区の指定地の扱いに開発調整では苦慮されたと思うが、面的に規制をかける点では土地利用上、有意義なものだったと思う。環境税を使った府の防災整備について保安林指定を不要としていることには賛同できない。国に倣い緊急性がその理由と推察するが、「準公有地化」という意味もあり指定手続きの簡素化を進めて指定を推進すべきと考える。

3. 公有地化推進の提案

現在の関心は、既に所有者意識が極端に薄くなっている現状から森林をどう適正に維持していくかにある。

（森林組合のあり方）

国の対応は森林環境税創設はあるものの、農と比して地元まかせの度合いが強い印象である。そんななか、特別法に基づく森林組合という互助組織がどんな役割を果し、そしてその役割を継続するか。木材価格や海外供給地域のあり様等を踏まえた判断が必要と考えているが、森林を維持管理するという公益目的の達成には不十分な体制・制度になっていると考える。

今後、組合の機能を強化するため、森林組合法の枠を拡大するなど、適切な対応・改革が必要と考えている。私は、多く

なお、意見2の①については、施策2-2で「新技術の活用支援」、施策4-1「労働力の確保・育成」の重点施策として具体的に挙げているとおり、府として林業経営体の育成を進めてまいります。また、意見2の⑤の保安林指定については、大阪府森林環境税事業では、緊急・重点的に対策が必要な箇所として、保安林の未指定地でも実施しているものの、整備後の森林を保全していく上でも森林所有者から同意をいただける場所では、保安林指定を進めていくこととしています。

意見3の公有地化推進の提案については、「森林組合（法）のあり方」、「国、都道府県、市町村による森林取得等」のいずれについても、国の法制度に関するものが主となります。本プランでは、現行制度の中で、適正に森林が管理されるよう、各基軸及び施策を構成していますが、プランの策定後は、プランの進捗状況、社会情勢の変化や国の制度改正を踏まえ、必要に応じてプランの見直しを行ってまいります。

の組合が公益事業に特化している現状から、組合の公益法人化（固定税、公益委託等のメリット）が望ましいと考えている。

（国・府・市町村による森林取得等）

森林を巡っては、気候の未曾有変動が更に進むと予想され、一方で世界的な素材木の減少が続く今日、国内森林の適正管理は益々重要となっていく。樹木の育成期間が通常、所有（経営）者数代にわたり半世紀以上となる点を考えると、その公益性の強さは言を俟たない。

今日の放置森林の現状を踏まえ、民間林の積極的な国公有化又は公益化した組合に所有権・管理権を移行させるべきと思っている。

自治体への管理権の移管が現行でも法規定されているが、財源や人的対応には課題があり執行は中途半端な状況に止まっている。森林の公益性を改めて認識してこれらの問題を乗り越え、国、公共団体の抜本対策の立案・早期実施を強く求めるものである。

（その他蛇足）

所有者は、今や森林は金食い虫で所有のメリットはない。子供には引き継がないと言う方も相当数に上る。一方、府市町村道への倒木による賠償責任が問われる。寄付して責任から解放されたいという方は多い。

まずは、公共寄付をできる環境（府道沿いで倒木懸念があ

	<p>るので寄付したいと申し出られた方が府に断られ、仕方なく自己資金で伐採した例がある)を整えていただければとお願いするものである。</p>	
--	--	--